

細則1－弘前大学学位規則医学研究科細則

(平成16年4月1日制定細則第1号)

改正 平成17年 4月 1日
平成19年 4月 1日
平成21年 1月21日
平成25年10月16日
平成30年 4月 1日

(総則)

第1条 弘前大学大学院医学研究科の博士の学位授与に関する細目については、弘前大学学位規則(平成16年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(学位論文審査の申請)

第2条 規則第4条第1項の規定により学位の授与を受けようとする者は、医学研究科において所定の単位を修得した者とする。

2 規則第4条第2項の規定により学位の授与を受けようとする者は、次のとおりとする。

- (1) 研究科に4年在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 基礎医学においては5年以上、臨床医学においては6年以上の研究歴のある者

3 前項に定める研究歴とは、次に該当するものをいう。

- (1) 大学の専任職員又はこれに準じて研究に従事した期間
- (2) 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間及び前号に準じて研究に従事した期間
- (3) 権威ある研究施設において専任職員として研究に従事した期間
- (4) 研究科教授会が前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

(学位論文の提出)

第3条 学位論文の審査を申請する者は、学位論文に必要な書類を添え、研究指導教員の承認を得て、医学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項の規定により学位論文の審査を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 論文目録
- (3) 履歴書
- (4) 学位論文
- (5) 参考論文(2編以上)
- (6) 論文の要旨(和文2000字程度)
- (7) 研究倫理教育の受講を証明する書類

3 規則第5条第2項の規定により学位論文の審査を申請する者は、次に掲げる書類に所定の学位審査手数料を添えなければならない。

- (1) 学位申請書
- (2) 論文目録
- (3) 履歴書
- (4) 学位論文
- (5) 参考論文(2編以上)
- (6) 論文の要旨(和文2000字程度)
- (7) 研究倫理教育の受講を証明する書類

(学位論文の受理)

第4条 研究科長は、前条の規定により学位論文の提出があったときは、研究科教授会に付議し、受理の可否を決定する。

(審査委員)

第5条 研究科教授会は、規則第9条に準じて主査1名及び副査2名の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験に関する事項を委嘱する。

2 主査及び副査は、研究指導教員の推薦に基づいて研究科教授会が決定する。ただし、主査及び副査は、研究指導教員以外の教員を充てなければならない。

3 研究科長は、第1項に定める審査委員の選出を行う7日前までに、履歴書、論文目録、論文の要旨及びその他必要な資料を研究科教授会全構成員に配付しなければならない。

(審査会)

第6条 研究科教授会は、学位論文ごとに審査会を設ける。

2 審査会は、主査1名及び副査2名の委員をもって構成する。

第7条 審査会は、学位論文の審査及び規則第11条の規定による最終試験又は規則第12条の規定による学力の確認を行う。

2 最終試験の期日、問題及び方法は、審査会が決定する。

(学力の確認)

第8条 前条に規定する学力の確認は、学位論文及びそれに関連のある科目について行うほか、外国語についても口頭又は筆答により行うものとする。

2 前項の外国語は、原則として2種類とする。ただし、研究科教授会が認めた場合は英語1種類とすることができる。

(審査会の報告)

第9条 審査会は、規則第13条の規定に準じて学位論文審査及び最終試験の結果について、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科教授会に報告しなければならない。

(研究科教授会の認定)

第10条 研究科教授会は、規則第14条に準じて前条に定める審査報告に基づいて審議し、学位授与について認定を行う。

2 学位授与認定の議決は、無記名投票によるものとする。

(学位論文等の公表)

第11条 規則第18条及び第19条の規定に基づき、学位論文要旨及び学位論文について、弘前大学機関リポジトリによるインターネットを利用した公表をするものとする。

公表に係る詳細については、別に定める【機関リポジトリによる学位論文公表実施要領】による。

(その他)

第12条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(細則の改廃)

第13条 この細則の改廃については、研究科教授会の議を経なければならない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年1月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年10月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。